

町内で起業した人を応援します！

～起業化計画募集 第2次～

町では地域の活性化や雇用の創出を図ることを目的に、地域資源を活用した起業家に対し起業支援補助金を交付します。

● 応募要件

起業後1年6カ月以内であること（これから起業する人も応募可能ですが、今年度中に補助事業を終了する必要があります）。

● 補助対象経費

- ①開業準備経費 ②施設設備費 ③運営経費
④雇用経費

● 補助率

補助対象経費の1/2以内

● 補助限度額

300万円

【開業準備経費＋施設設備費（200万円上限）、運営経費＋雇用経費（100万円上限）】

● 応募締切

11月30日(月)

(注1) 応募要件や応募書類、その他詳細については商工観光課に資料を備え付けのほか、町のホームページからダウンロードしてください。

(注2) 起業化計画の募集に応募した人は、起業化計画認定審査会に出席していただきます。

☎ 商工観光課商工業立地推進係 ☎46-1385

南三陸町労働力確保対策事業補助金のお知らせ

～労働者を確保したい事業者を応援!!～

町内中小企業者などが事業活動の維持と持続と振興を図るため、労働力の確保対策に係る事業に対し、補助金を支給します。

● 対象者

- ・町内に事務所、店舗または工場を有する中小企業者、小規模事業者、一般社団法人
- ・町内に福祉施設などを有する医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人

● 補助対象経費

労働力確保対策事業に係る経費（求人サイトおよび広告掲載料、求人パンフレットなどの印刷製本費、求人看板製作・設置費用など）

● 補助限度額

30万円

● 補助率

補助対象経費の1/2

● 補助事業実施期間

交付決定後から令和3年3月26日まで

● 申込先

商工観光課商工業立地推進係 ☎46-1385

創業個別相談会

創業事業計画、資金調達、経営ノウハウなど、創業に関する相談に専門家が無料で応じます。

- 開催日時 毎週金曜日、午前10時～午後5時
- 対応 中小企業診断士
- 申込先 南三陸商工会 ☎46-3366



地域の魅力をワインでつなぐ、味わいと賑わいの創造拠点 「南三陸ワイナリー」10月7日 グランドオープン!

南三陸ワイナリー株式会社（代表取締役 佐々木道彦氏（南三陸町地域おこし協力隊））が、10月7日(水)、醸造と貯蔵、ショップ、テラスの機能を併せ持った町内初のワイナリー施設を南三陸町志津川（旧魚市場前）にオープンしました。

ワインと食材、人と地域のマリアージュを叶え、広げたい

ワイナリー施設は、ワインの醸造やショップとしての機能はもちろん、町全体を巻き込みながら新たな味わいと賑わいを生み出す拠点となることを目指しています。南三陸町には海や山の豊かな自然が育む食材があり、新しい魅力の創造に挑戦する人たちがいます。ワイナリーは、この施設で醸造した高品質なワインと地元食材のマリアージュ（相性の良い組み合わせ）を楽しんでいただく機会を提供すると共に、南三陸町の人や地域が繋がりがあ、お互いの魅力を高めあえる広い意味でのマリアージュを叶え、広げていく存在を目指します。

皆さまのお越しをお待ちしております。



南三陸ワイナリー(株)

所在地：南三陸町志津川字旭ヶ浦7番地3
電話：46-5519
アクセス：BRT志津川駅から徒歩で約10分
三陸自動車道志津川ICから車で約5分

就学援助費 新入学用品費（入学準備金）の入学前支給のお知らせ

町では、就学援助の受給資格に該当する場合において、新年度小学校へ入学予定の児童の保護者を対象に、本来は入学後に支給される新入学用品費を入学前に支給します。援助を希望する場合は、必要書類を添えて提出してください。

なお、新2年生以降の児童の保護者の皆さんへは、毎年度学校より申請の案内がありますので確認してください。

支給の対象

- 1 新年度4月に南三陸町立の小学校に入学予定の児童の保護者
- 2 今年度の就学援助費受給資格に該当する場合※



- (1) 一般の要保護者・準要保護者
- ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。
 - ・前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者。生活保護の停止または廃止、町民税の非課税または減免、国民年金の掛金の減免、児童扶養手当の支給 など
- (2) 東日本大震災による被災者
- ・所有または居住する住宅が、り災証明書により全壊、大規模半壊または半壊と判定されており（一部損壊を除く）経済的理由から就学が困難となった世帯で、上記「(1) 一般の要保護者・準要保護者」の認定要件に相当する者 など

(注意) ①次に該当する場合は、入学前支給の対象とはなりません。

- ・入学前に町外へ転出される場合
- ・来年度4月に町立の小学校へ入学されない場合

②今回の申請は、新入学用品費（入学準備金）の支給に限定していますので、入学後の就学援助費の申請については改めて手続きが必要となります。

申請手続

就学時健康診断の際に配布した申請書に記入押印の上、必要書類を添付して教育総務課に提出してください。

提出期限

11月30日(月)

☎ 教育総務課総務管理係 ☎46-2604